

第3期周南市子ども・子育て支援事業計画について

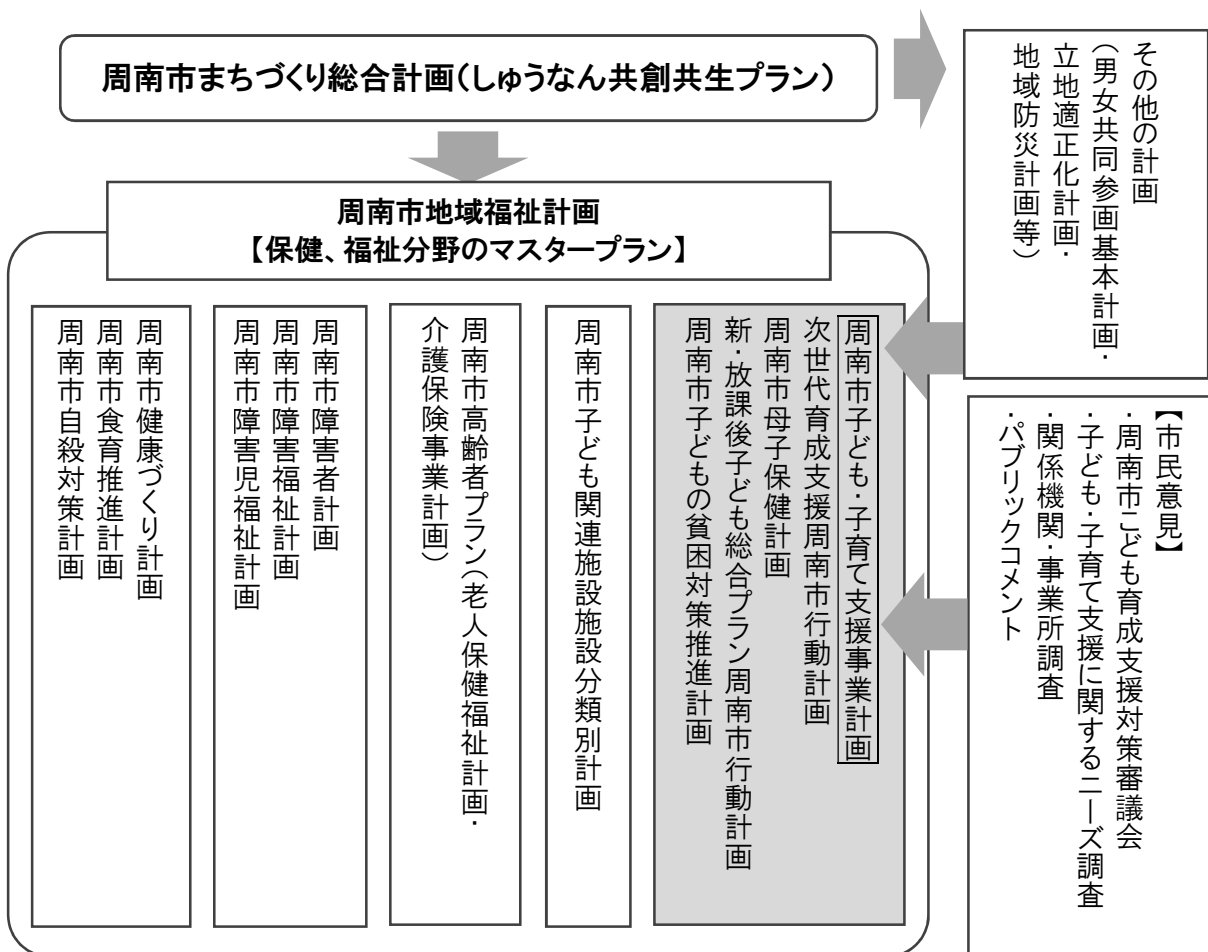
子ども・子育て支援事業計画は、子どもや子育てをする人に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、子ども・子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた計画であり、本市の子育て施策の基礎となる大変重要な計画です。

計画の概要

1. 計画の法的根拠

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

2. 市の各計画との関係



3. 構成のイメージ

第2期周南市子ども・子育て支援事業計画を参考に、次のとおり3部構成を予定

序 論

令和5年度に実施するニーズ調査の結果や、第2期周南市子ども・子育て支援事業計画における事業の進捗状況等をもとに、現状の分析や課題を記載

周南市の子ども・子育て支援の基本的な考え方

本市の子ども・子育てに関する基本理念と、それを実現するための具体的な基本目標などを記載

事業計画

「周南市の子ども・子育て支援の基本的な考え方」の基本目標を達成するための、個別の事業計画等を記載
※事業計画の「子ども子育て支援」の量の見込みについては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、全国共通の方式により量の見込みを算出

4. 本計画と一体的に策定する計画

本計画は、次の計画を一体的に策定する予定

- ・次世代育成支援周南市行動計画
- ・周南市母子保健計画
- ・新・放課後子ども総合プラン周南市行動計画
- ・周南市子どもの貧困対策推進計画

5. その他

令和5年4月に施行された「こども基本法」第10条に規定されている、市町村こども計画については、「子ども・子育て支援事業計画」等を包含し、一体的に策定することが可能。

今後、国が策定する「こども大綱」や県の「こども計画」の策定など、国県の動向を注視し、「こども基本法」に基づく、本市の「こども計画」の策定を視野に入れ、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定。